

令和6年12月第182回定例 農業委員会総会議事録

令和6年12月10日（火）
安土町総合支所防災センター2階会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第715号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議題716号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第717号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第718号	農用地利用集積計画（案）について

報告第439号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第440号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第441号	その他の専決報告について

開会 午後１時３０分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和６年１２月第１８２回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第５条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議 長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

議 長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員２１名、欠席の届出３名（１番、●●●●委員、４番、●●●●委員、２４番、●●●●委員）より、会議規則第４条第２項による欠席の届出がでております。

会議規則第６条により、委員の過半数が出席しておりますので、１２月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、令和６年１２月第１８２回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第１ 会議録の署名委員の指名ですが、

５番 ●●●●委員

６番 ●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第２ 議案の上程に入ります。

議第 ７１５ 号 農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第７１５号、農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明をさせていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,534㎡、世帯の経営面積、渡人40.9アール、渡人につきましては、京都市東山区祇園町南側●●番地●●、●●●●、同じく武佐町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,524㎡、世帯の経営面積、渡人15.2アール、渡人につきましては、武佐町●●番地●、●●●●、以上2筆の受人につきましては、経営面積308.2アールで今回の申請面積を合わせますと338.7アール、鷹飼町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、離農、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,130㎡、世帯の経営面積、渡人17.9アール、受人10.8アールで今回の申請面積を合わせますと22.1アールとなります。渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、千僧供町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号3、土地の所在地、中小森町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,399㎡、世帯の経営面積、渡人26.8アール、受人146.9アールで今回の申請面積を合わせますと170.8アールとなります。渡人につきましては、東町●●番地、●●●●、受人につきましては、池田本町●●番地、●●●●、契約内容は、売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員 (特になしの声)

議 長 (特に補足説明もないようですので、) 皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 715 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に、議第 716 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 717 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第716号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町内野●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積639㎡、申請人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、申請地は、安土町内野の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種

農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、申請人の子が勤務する会社を引き継ぐにあたって、自宅敷地内に事務所を移転することから、駐車場が不足するために申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、安土町内野●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積171㎡、申請人につきましては、安土町●●番地、●●●●、申請地は、安土町内野の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、現地は昭和40年頃に造成され住宅敷地として利用されております。今回、番号1の転用許可申請をするにあたって、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積694㎡、申請人につきましては、愛知県愛荘町豊満●●番地●、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、現地は昭和64年頃に住居を建築する際に造成されており、現在は露天駐車場として利用しております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積112㎡、同じく日吉野町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積579㎡、申請人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●、申請地は、日吉野町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●内科」・「●●歯科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫で、現地は昭和48年頃に造成され、農業用倉庫として利用されています。今回、新屋を建築するにあたり調査をしたところ、当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、加茂町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積304㎡、申請人につきましては、古川町●●番地、●●●●、外1名、申請地は、加茂町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫で、現地は昭和54年頃に造成され農業用倉庫として利用されています。今回相続をした際に当該地が転用できていないことが判明したために申請されたものです。本来、農振農用区域内農地の転用は認められませんが、本件については、令和6年10月28日付けで農振軽微変更がされ、農用地利用計画に指定された用途であるために例外的に許可し得るものであります。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第717号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和6年12月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町内野●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積654㎡、渡人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町内野●●番地、●●●●、申請地は、安土町内野の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、農地法第4条番号1の案件と同様です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、加茂町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,107㎡、渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積99㎡、同じく加茂町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積542㎡の渡人につきましては、加茂町●●番地、●●●●、以上3筆の受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、加茂町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●医院」・「●●●●皮膚科」の医療施設が2つ以上あ

りますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、県道2号線が近く、ストックヤード拠点として最適であることから当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、牧町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、申請面積749㎡、渡人につきましては、牧町●●番地、●●●●、受人につきましては、彦根市原町●●番地●●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、牧町地先の農地で、宅地が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、隣接している露天資材置場を拡張されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、長田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積596㎡、同じく長田町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積354㎡、渡人につきましては長田町●●番地、●●●●、受人につきましては、西宿町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「金田東保育園」・「●●●●クリニック」の教育・医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅4区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件につきましては、開発同時許可となります。

番号5、土地の所在地、浅小井町●●番●●・●●番●合併、登記地目、現況地目とも畑、申請面積128㎡、渡人につきましては、東近江市八日市上之町●番●●—●号、●●●●、相続財産清算人、司法書士法人●●、●●司法事務所、社員、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、浅小井町地先の農地で、農業公共投資対象外の小集団の生産性が低い農地であり、宅地が連たんしている区域に隣接していることから、第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場で、隣接している露天資材置場を拡張されるものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第 716 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 717 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 20番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、11月29日に、議第716号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第717号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて7番●●●●委員、8番●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

初めに、農地法第4条の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

周辺に農地がないことから問題ないと考えます。

次に番号2～5の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、問題ないと考えます。

次に、農地法第5条の案件について、報告させていただきます。

番号1～4の案件です。

周辺に農地がないことから問題ないと考えます。

最後に番号5の案件です。

造成は整地程度であり、土砂の流出はないと考えられます。また、雨水については、申請地西側に新設するU字溝へ放流されることから、周辺農地への影響はないと考えます。

第4条許可申請5件、第5条許可申請5件、計10件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員	5ページの5条の浅小井町の案件で、転用目的は資材置場となっていますが、ここの農地と隣接するところで住宅開発があるというような話を聞いていますが、ここも住宅地になるようなことはありますか。
事務局	今後住宅地になるかということですが、現在申請があったところの隣接地については資材置場として使われていますが、その東側が来月の申請で出てくると思いますが、建売分譲住宅ということで、開発の事前審査にすでに上がっておりまして、農地転用の申請が来月上がってくると思います。さらにその隣です。その東隣については、資材置場ということで、来月2件上がってきて、ここの土地改良されていない農地がすべて転用されるような状況だと業者からは聞いております。
委 員	この資材置場は具体的にはどのような資材置場ですか。
事務局	現在、●●●●さんの資材置場につきましては、二か所お持ちでございます。一か所が安土町慈恩寺にあります。そこはもう使えなくなると聞いております。ここの浅小井町につきましても開発がされますので、その資材置場プラス地域全体の資材置場として一か所しかないような状態ですので、拡張したいということで、申請が上がってきます。ここの浅小井町につきましては既存の資材置場プラス開発地域を挟みまして、来月申請があります資材置場を利用されるという計画で聞いております。
委 員	資材置場の将来的な目的というのは何も分からない。
事務局	そうですね、今のところは聞いておりません。 隣であります建売分譲住宅が3,000㎡を少し切るくらいですが、その横で連続して開発をすると一体的な開発と見なされ、その場合は地区計画を定めないと開発行為ができないこととなりますので、少なくとも一年間は次の開発は行われないうふうに思っております。資材置場として使用されると思います。許可した後でございますが、完了報告をいただいて地目変更もされましたら、農地法の適用外ということになりますので、農業委員会と

してはなかなか関知できないところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

委 員 雨水、排水につきましては、農地法には関係ないのですか。

事務局 雨水、排水の放流の計画は都市計画法に基づいてされますので、当然、土地改良区の協議も必要事項になってくると思います。

議 長 他にございませんか。

委 員 4条の5番の案件で、顛末で農業倉庫となっていますが、申請人の●●●●、外1名というのは農業者で耕作をされているのですよね。

事務局 農業者かどうかということでお答えさせていただきます。今回につきましては、当時の顛末を是正するということで、目的を農業用倉庫としかできず、当時は農業用倉庫として建築されたものでして●●さん自身は相続をされただけで農業はされておりません。農地は持っておられますが、耕作はされておらず、顛末の理由としては、当時の転用目的である農業用倉庫なってしまいます。今後の利用についても、農振除外をしない限り、農業用でしか使えないということでございます。

委 員 事情は分かりましたが、農業者ではない方が農業倉庫を持っていることが解せないと思いますが、農振除外はできるのですか。

事務局 農振除外の判断自体は農業委員会事務局ではできませんが、農地法の観点から申し上げますと、ここの農地につきましては、宅地が連たんしていますので、街区中も40%ございますので、農地転用は可能ですので、あとは農振サイドの8年未經にかかってくるのかなと、ただ聞いていますと土地改良区の受益地ではないという話でございますので、除外の申請をしていただいたら、除外の対象にはなってくるのかなと考えられます。

委 員 この案件、許可をするにしても、農振除外まで指導をお願いし

たいです。

事務局

本来でしたら、農振除外をして農業用以外の倉庫という扱いでしたらいいということは伝えていましたが、都市計画法の関係でここにつきましては、一般の倉庫が建たない、11号エリアに入っていないところですので、農業用倉庫でしか許可ができない、区域の見直しがない限り、農業用以外で使うことができないエリアでしたので、やむを得ず当時の農業用倉庫ということで是正をしていただいた所でございます。現状に適した利用をしてもらわないといけないという観点から、許可書をお渡しする際に、制限がかかっていますが、何とかしてもらえよう働きかけを申請者からしてもらえようように申し添えさせていただきたいと思います。

議 長

他にございませんか。

質問も意見もないようですので、採決に入ります。

ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは次に、議第718号 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第718号、農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年農業経営基盤強化促進法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より、別紙のとおり農用地利用集積計画書の提出があったので、審議を求める。上記の議案を提出する。令和6年12月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

資料といたしましては、A4縦置き文書（令和6年度農用地利用集積計画について）1枚とA4横置き資料をホチキス止めた資料、令和6年度第3号「所有権移転の部」と令和6年度第4号「利用権設定の部」の2種類でございます。

今回「所有権移転」は、21件、49筆、8万4,991.05㎡。「利用権設定」は、144件、270筆、66万6,518㎡となっております。

なお、本件につきましては、かなりの件数でございます。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、それぞれの番号1についてのみ紹介させていただきますこととお許し願います。

はじめに所有権移転の部です。令和6年度第3号と書かれた資料です。

番号1、所有権の移転を受ける者、北之庄町●●、●●●●、所有権を移転する者、安土町上出●●番地●、●●●●、所有権を移転する土地、多賀町●●番、田749㎡、北之庄町●●番、田、2,991㎡、西庄町●●番、田、2,413㎡、浅小井町●●番、田、2,242㎡、移転年月日、令和6年12月15日、所有権の移転を受ける者の経営面積157,599㎡、対価、合計167,900円でございます。

次に利用権設定の部です。令和6年度第4号と書かれた資料です。

番号1、利用権の設定を受ける者、土田町●●番地、●●●●、利用権を設定する者、土田町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、土田町●●番、田、2,453㎡、土田町●●番●、田、3,802㎡、更新、契約期間は3年1か月、令和6年12月15日から令和9年12月31日まで、借地につきましては10アールあたり10,000円、利用権の設定を受ける者の経営面積は18,798㎡でございます。

以上、ご審議の程よろしく願います。

議長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員

3号の3ページ、4ページの対価の部分で、見ていると1反あたり50,000円とか200,000円とかありますが、これだけ幅があ

	るものですか。
事務局	地域ごとに条件等々ございますので幅があるものなのかなと思います。
委員	実勢賃借料というのはどういうものですか。
事務局	農業委員会が出している賃借料情報を基に基本ベースにしながら不作の時には少し下げたり、豊作の時には上げたりと実情の収穫、米価に合わせて調整されるものでございます。
委員	農業新聞に農地価格の記事が載っていて、滋賀県の平均で72万という数字が出ていましたが、この調査と金額が乖離していますが、申請者が書いておられるとは思いますが、農業委員会としてはそれでいいのか、ある程度農地価格を参考に審議するのか、この時代農地の価格は下がっているからではなく、農地を守ることを考えると、ある程度価格というのは共通認識を持たないといけないのかなと思います。この調査、田んぼで72万、畑で50万ぐらいと農業新聞にはでていました。
事務局長	農業委員会が出している単価ですが、皆さんの売買の実数値、近江八幡市での実数地の平均数値で出しています。水委員が言われた県内の価格を反映させたものではございません。あくまで民民での契約があった中で近江八幡市の件数を皆さんにお知らせしている状況です。賃貸借においても実数値です。
事務局	その調査の単位が分かりませんが、農地を農地として売買する単価なのか、農地を転用して売買する単価なのか、また公共用地としての買収に当たるものなのか、それらを含めた価格のような感じかもしれませんが、私が来た5年前では40万から60万かなと言っていたのが、今では20万から40万と下がってきています。農地をあくまで農地として売った価格については、どこの市町もこのあたりの金額で、大中については100万とかの単位になってきますし、水葦あたりはゼロと聞いています。何の数値なのか一度、勉強のため調べさせていただきます。

委 員

3号の2番、3番、現況が宅地とあるのは何ですか。

事務局

農業経営基盤強化促進法におきましては、農用地施設、例えば牛舎等も所有権移転が出来るとなっておりまして、今回については、●●さんが廃業されたため、他の畜産農家さんが買われるというケースでございます。

委 員

3号の19番から22番の方は何をされている方ですか。

事務局

19番から22番の方については、養蜂をされている方でありまして、ハチミツを作っておられます。蜂が蜜を吸う木や花を育てられます。この方については県の認定農業者に登録されています。

議 長

他に質問や意見はございませんか。
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

事務局長

3号の10番の案件ですが、●●委員がおられますので、まずは10番以外の採決をいただきまして、その後●●委員にご退席をいただいて10番の採決をお願いします。

議 長

10番以外の議第718号 農用地利用集積計画（案）について、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員

（異議なしの声）

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。
それでは齊木委員ご退席をお願いします。

（●●委員退席）

議 長

議第718号 農用地利用集積計画（案）について、10番の採決に入ります。原案どおり承認とすることにご異議ございませ

	んか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり承認することに決定いたします。 (●●委員着席)
議 長	それでは、次に報告第 439 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 440 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 441 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	報告第439号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、土田町●●番●、畑、85㎡、受理日及び受理番号、令和6年11月15日、405番、届出人につきましては、土田町●●番地●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。 続きまして、報告第440号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。 農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和6年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。 番号1、土地の表示、中小森町●●番、田、33㎡、同じく中小森町●●番●、田、116㎡、受理日及び受理番号、令和6年11月15日、511号、渡人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、理由につきましては、自己用住宅、区分につきましては、贈与で

ございます。

番号2、土地の表示。十王町●●番、畑、114㎡、受理日及び受理番号、令和6年11月18日、513号、渡人につきましては、草津市矢倉●丁目●番●●号、●●●●、受人につきましては、鷹飼町北●丁目●番●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天資材置場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第441号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。
令和6年12月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、使用貸借契約解除が3件、賃貸借契約解除が21件ございました。

2、農地形状変更申出について、①上田町●●番、田、1,115㎡を畑届、上田町●●番、田、1,220㎡を畑届、届出人につきましては、鷹飼町東●丁目●番地●、●●●●、令和6年11月6日受理でございます。

3、自己の農業用施設（2アール未満）に供する農地転用の受理について、①西生来町●●番の一部、田、1,027㎡の内198.17㎡の農業用倉庫、届出人につきましては、西生来町●●番地、●●●●、令和6年11月6日受理でございます。

以上報告とさせていただきます。

議 長

ただ今の、報告第439号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第440号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第441号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

11ページの2番の農地形状変更申出の案件ですが、田を畑にされるということですが、地目は田のまま、将来また田んぼに戻すことは可能ですか。

事務局

本人さんが地目を畑に変えたいとなれば地目変更をされると思

いますが、農業委員会に届出なければならないのは、形状変更する場合に届出してくださいということでして、今回イチゴを栽培されるということで、盛土をされるということで畑届を出しているところでございます。なかなかそれを田に戻すのは難しいのかなと思いますが、できないことはないのかなというやり方でされるようには聞いております。

委 員

畑を田に戻すということは農地法上問題ないですか。

事務局

農地から農地でもともと田んぼであったところであれば問題ないです。もともと畑を田にするということは現状規制がかかっておりますので、新たな水田というのは設けられないので、この場合、田から畑、畑から田はいけるのかなと認識しております。

事務局長

田んぼにするということは、水が必要になりますので、土地改良区との協議等々がありますので、それがクリア出来たらと思っております。

委 員

●●さんからは話を聞いております。びわこ揚水のバルブは残しております。かつ水利費もいただいております。畑にも水が必要ということで残されておりますので、将来土をどけて田んぼに戻すことは可能な状態になっています。

議 長

他に質問等ございませんか。

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第 182 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時40分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員